

# 黒部市地域防災計画の修正概要

平成 23 年 1 月修正

合併後の平成 19 年 3 月に黒部市地域防災計画（以下「防災計画」という。）を策定したところであるが、平成 20 年 2 月の高波災害を受け、下新川海岸が水防警報海岸に指定されたこと及び中小河川の洪水ハザードマップや避難判断・伝達マニュアルの策定、ならびに関係法令の制定・改正や国・県・市・関係機関等の組織名称等についての修正が必要となったことから、以下のとおり見直しを行った。

また、各種災害に備え、災害危険箇所、組織、施設等の各種資料や様式について資料編として取りまとめを行った。

## 1. 全体として

- 県、市の機構改革による担当部局名の修正。
- 人口、世帯数等の数値について最新のデータに修正。
- 全体として字句の整合を行った。

## 2. 主な修正箇所

### 第 1 章 総則

#### 第 7 節 防災のビジョン

- ・市内中小河川についての黒部市洪水ハザードマップを策定したことによる追記を行った。
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備が開始されたことにより追記を行った。

#### 第 8 節 被害想定

- ・土砂災害防止法第 7 条第 3 項により土砂災害ハザードマップの整備についての追記を行った。
- ・国による魚津断層帯の調査結果を踏まえ追記を行った。
- ・平成 20 年 2 月発生の高波災害を踏まえ追記を行った。

### 第 2 章 災害予防対策

#### 第 1 節 災害危険予想箇所等の把握

- ・市内に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が 33 箇所指定されたことを受け追記を行った。

#### 第 4 節 雪害による災害予防

- ・県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を追記した。

#### 第 5 節 異常降雨に対する災害予防

- ・県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を追記した。

#### 第 7 節 大規模火災対策

- ・消防法により住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを受けて修正した。

#### 第 8 節 大規模地震対策

- ・県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を追記した。

#### 第 9 節 津波・高波災害予防

- ・市内の下新川海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定されたことを受けて追記を行った。

#### 第18節 避難体制の整備

- ・黒部市避難判断・伝達マニュアルが策定されたことを受けて追記を行った。

#### 第22節 災害時要援護者対策

- ・災害時要援護者の把握方法を明確化し、「黒部市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」等の対策を推進するため追記を行った。

#### 第23節 災害対策本部体制整備

- ・新庁舎建設の決定、現庁舎の耐震対策についての変更を受けて修正した。

#### 第30節 自主防災組織の整備

- ・市内自主防災組織の結成率が100%となったことを受けて修正した。

### 第3章 災害応急対策

#### 第2節 職員招集配備計画

- ・職員配備基準に下新川海岸水防警報の発令時を追加、ならびに状況判断による配備に変更されたことを受けて修正した。

#### 第3節 予警報の伝達計画

- ・下新川海岸（生地以東・以西）における水防警報海岸の指定及びその区域・水防警報発令基準の策定を受けて追記を行った。

#### 第8節 避難計画

- ・黒部市避難判断・伝達マニュアルの策定を受けて追記を行った。
- ・避難勧告及び指示の実施区分に下新川海岸水防警報及び土砂災害警戒情報の発令を追加した。

#### 第12節 住宅応急対策計画

- ・住宅応急対策に係る業務について見直しにより修正した。

#### 第22節 防災関係機関への応援要請等

- ・災害応援協定締結企業の増加を受けて修正した。

#### 第32節 大規模地震対策計画

- ・気象庁による緊急地震速報の運用開始を受けて修正した。

#### 第33節 孤立集落対策

- ・孤立集落発生に備えた応急対策の概要、ならびに対策の実施方法について追記を行った。

### 第4章 災害復旧

#### 第1節 民生安定のための措置

- ・被災者生活再建支援法の改正を受けて追記を行った。

## 3. 資料編について

- 災害時の利用を考え、種類ごとに分類し、整理を行った。